## 千葉県選挙管理委員会 委員長 土田 吉彦 様

## 千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について (答申)

平成19年11月26日付け千選管第409号による下記の諮問について 別紙のとおり答申します。

記

平成19年10月29日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に 係る異議申立てに対する決定について

平成19年10月26日付け千選管第355号の1

平成19年10月26日付け千選管第356号

平成19年10月26日付け千選管第357号

平成19年10月26日付け千選管第358号の1

平成19年10月26日付け千選管第359号

平成19年10月26日付け千選管第361号の1

平成19年10月26日付け千選管第363号の1

### 第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成19年10月26日付け千選管第355号の1で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定1」という。)、平成19年10月26日付け千選管第356号で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定2」という。)、平成19年10月26日付け千選管第357号で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定3」という。)、平成19年10月26日付け千選管第358号の1で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定4」という。)、平成19年10月26日付け千選管第359号で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定5」という。)、平成19年10月26日付け千選管第361号の1で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定5」という。)及び平成19年10月26日付け千選管第363号の1で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定6」という。)及び平成19年10月26日付け千選管第363号の1で行った行政文書不開示決定(以下「本件決定7」までを併せて以下「本件決定7」といい、「本件決定1」から「本件決定7」までを併せて以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむ ね次のとおりである。

- (1) 実施機関がミスをしたことを認めず、平成○○年○月○○日執行○○町長選挙で 当選した○○○○町長の選挙違反を隠すことは許されない。
- (2) 〇〇町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が公職選挙法(昭和25年 法律第100号)改正により〇〇町長選挙で町委員会に届け出た選挙運動用ビラ (以下「ビラ」という。)に町委員会の証紙を貼り頒布できるビラについて、有権 者に周知させず、上記届出が明文規定であるのに違反をした事実がある。これは選 挙の無効の原因となるものである。その原因の一つに実施機関事務局のミスがある。 実施機関は、具体的な証拠もなく一方的に故意に町委員会の弁明書の内容が正し いとしている。実施機関は、ビラについては事前審査があったとしているが、その 証拠がないことを明らかにしている。
- (3) 実施機関は、町委員会から〇〇町長の収支報告書の写しを提出させているが、そこには頒布枚数が法定の5,000枚を超えることがわかるため、適法にビラは届出がされ、頒布していることにしている。実施機関事務局職員は、自己保身のためミスを認めようとしない。
- (4) 対象文書は、平成19年8月20日付けの自己情報開示請求関連の行政文書で存在する。
- (5) ○○町長○○○○は、○○町が夕張市のようにならないよう、公債費負担適正化計画の確認を受け、町の財政を健全化させるふりをし、町の国保会計や一般会計で粉飾決算を続けていた。粉飾決算を続けるのは、小学校建設のための過疎債の許可を取り消されないよう赤字決算を隠すためのものである。粉飾決算については書記

長補佐を兼務している市町村課○○副課長がすべて承知しながら、町の意志が尊重されるとしている。

(6) 実施機関の委員長ほか、実施機関委員は実施機関の事務局職員の言いなりで補助 金適化法違反に加担している。何を開示請求しようが却下、不存在を繰り返してい る。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成19年9月27日付けで「平成19年度の○ ○町選挙管理委員会の公文書で、平成○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した ○○○○町長が同委員会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出を したことがわかる公文書がないことを明らかにしたものと千葉県選挙管理委員が上 記選挙運動用ビラの届出があったと認めた根拠の○○町選挙管理委員会の公文書」の 行政文書開示請求(以下「請求1」という。)を、平成19年9月27日付けで「千 葉県選挙管理委員会の職員(選挙管理委員を除く)が、平成19年度の○○町選挙管 理委員会の公文書に平成○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した○○○○町 長が○○町選挙管理委員会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出 をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる 一切の書類」の行政文書開示請求(以下「請求2」という。)を、平成19年10月 3日付けで「H19.10.3 17:00頃の県選管長谷川さんからの電話での、(平 成○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した○○○○町長の)選挙運動用ビラが 事前審査されていたことがわかる一切の書類」の行政文書開示請求(以下「請求3」 という。)を、平成19年10月4日付けで「平成19年度の○○町選挙管理委員会 の公文書で、平成○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した○○○○町長が同委 員会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公 文書がないことを明らかにしたものと千葉県選挙管理委員が上記選挙運動用ビラの 届出があったと認めた根拠の○○町選挙管理委員会の公文書」の行政文書開示請求 (以下「請求4」という。)を、平成19年10月4日付けで「千葉県選挙管理委員 会の職員(選挙管理委員を除く)が、平成19年度の○○町選挙管理委員会の公文書 に平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙で当選した〇〇〇〇町長が〇〇町選挙管 理委員会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわか る公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類」の行政 文書開示請求(以下「請求5」という。)を、平成19年10月3日付けで「千葉県 選挙管理委員会の土田吉彦委員長が、平成19年度の○○町選挙管理委員会の公文書 に、平成○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した○○○○町長が○○町選挙管 理委員会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわか る公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類並びに ○○○○町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」の行政文書開示 請求(以下「請求6」という。)を、平成19年10月9日付けで「千葉県選挙管理 委員会の土田吉彦委員長が、平成19年度の○○町選挙管理委員会の公文書に、平成 ○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した○○○○町長が○○町選挙管理委員

会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類並びに○○○○町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」の行政文書開示請求(以下「請求7」といい、「請求1」から「請求7」までを併せて以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していなかったため請求 1 及び請求 4 に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の前段部分に記載された「平成 1 9 年度の〇〇町選挙管理委員会の公文書で、平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙で当選した〇〇〇〇町長が同委員会へ公職選挙法 1 4 2 条 1 項 7 号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたもの」に対して本件決定 1 及び本件決定 4 を、請求 2 に対して本件決定 2 を、請求 3 に対して本件決定 3 を、請求 5 に対して本件決定 5 を、請求 6 及び請求 7 に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の前段部分に記載された「千葉県選挙管理委員会の土田吉彦委員長が、平成 1 9 年度の〇〇町選挙管理委員会の公文書に、平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙で当選した〇〇〇町長が〇〇町選挙管理委員会へ公職選挙法 1 4 2 条 1 項 7 号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類」に対して、本件決定 6 及び本件決定 7 をそれぞれ行った。

### 2 本件決定の理由について

### (1) 請求1及び請求4

請求の内容は、平成〇〇年〇月〇〇日執行の〇〇町長選挙で当選した〇〇〇〇町長が、町委員会へ公職選挙法第142条第1項第7号のビラの届出をしたことがわかる公文書を、町委員会が保有していないことが明らかにされた行政文書であると解される。ビラは、公職選挙法の規定により、当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内に限り頒布することができるものである。

○○町長選挙については、町委員会に対し、選挙無効を求める異議申立てが提起され、棄却された。この棄却決定を不服として実施機関に対し、審査申立てが提起されている。

この審査申立てに対し、町委員会から提出された審査申立てに係る弁明書には、ビラの提出を受けている旨が記載されており、更に町委員会が町長から提出を受けたビラの写し並びに「ビラ証紙交付整理簿」及び「ビラ証紙交付票」の写しが実施機関に提出されたことも参考に、実施機関ではビラの届出があったものと認めたものである。したがって、この審査申立関係の文書その他、実施機関が保有する文書中に〇〇町長選挙において、ビラの届出がされたことがわかる公文書を町委員会が保有していないことが明らかにされた行政文書は存在しないことから、本件決定1及び本件決定4を行った。

#### (2) 請求2及び請求5について

上記(1)のとおり、実施機関では、○○町長選挙において、ビラの届出がされたことがわかる公文書を町委員会が保有していないことが明らかにされた行政文書は保有していない。また、実施機関の職員がそれを承知した事実もない。したがって、それがわかる行政文書は保有していないことから、本件決定2及び本件決定5を行った。

### (3) 請求3について

上記(1)のとおり、実施機関では、○○町長選挙において、ビラが事前審査されていたことについて記載された行政文書は保有していないことから、本件決定3を行った。

### (4) 請求6及び請求7について

上記(1)のとおり、実施機関では、○○町長選挙において、ビラの届出がされたことが分かる公文書を町委員会が保有していないことが明らかにされた行政文書は保有していない。また、実施機関の委員長がそれを承知した事実もない。したがって、それがわかる行政文書は保有していないことから、本件決定6及び本件決定7を行った。

### 3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立ての理由として「千葉県選挙管理委員会がミスをしたことを認めず、平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙で当選した〇〇〇〇町長の選挙違反を隠すことは許されない。」としているが、本件決定に対し具体的に違法又は不当を指摘するものとは認められない。

また、「経緯の説明」として、〇〇町長選挙及び同選挙に係る審査申立てに関連する事実や、異議申立人の主張を種々記載しているが、いずれも本件決定に対し 具体的に違法又は不当を指摘するものとは認められない。

(2) 「対象文書は、平成19年8月20日付の自己情報開示請求関係の行政文書で存在する。」としているが、これに該当する文書は『〇〇町選管が「H19.7.31付○選管294号と H19.8.14付○選管1136号」で H19.4.19朝刊折込みのマニフェストの届出がないことを明らかにしても、県選管が立候補届出日とできる根拠についてわかる一切の書類』の自己情報開示請求書及びこの請求に対し実施機関が「弁明書(平成19年6月12日付け○選管第176号)」の開示を決定した文書等である。

これらの文書のうち、自己情報開示請求書及びその補正書に、〇〇町長選におけるビラについて、①平成19年4月18日に届出があったことがわかる書類、②平成19年4月17日に届出があったことが分かる書類、③届出日が平成19年4月の何日であるかについてわかる書類、を保有していない旨が記載された町委員会の「保有個人情報非開示決定の通知書」の写し(以下「当該文書という。」)が添付されている。

異議申立人は、当該文書が「届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたもの」であると主張しているものと思われる。しかし、○○町長選挙の審査申立てに係る町委員会から提出された弁明書(平成19年6月12日付け○選管第176号)には、ビラについて「届出日に提出を受けている」と記載されており、更に、町委員会が候補者から提出を受けた選挙運動用ビラの写し並びに「ビラ証紙交付整理簿」及び「ビラ証紙交付票」の写しが実施機関に提出されている。

以上のことから、当該文書は、町委員会が、ビラの届出日が何月何日であったかについて具体的に記載された文書を保有していない趣旨で作成したものと推測されるが、それをもって「届出をしたことがわかる公文書がない」ことを明らかにしたものとは言えない。したがって、当該文書は請求1、2、4、5、6及び

7の請求に係る対象文書であるとは認められない。

(3) 次に、平成19年8月20日付けの自己情報開示請求関係の文書中には、ビラの事前審査についての記載はなく、請求3に係る対象文書であるとは認められない。なお、実施機関は、請求1、2、4、5、6及び7の請求の趣旨について、平成19年10月26日午前11時頃、異議申立人に対し電話で、「実施機関では、町委員会が4月17日又は4月18日に届出があったことがわかる書類や4月何日に届出があったかわかる書類を保有しない旨が記載された文書の写しを保有しているが、その文書の開示を求めているのか」確認を求めた。この電話での異議申立人の発言は、①「明らかにした」とは、町委員会あるいは異議申立人が明らかにしたのを含む②「届出をした」とは「提出があった」ことは含まない③「公文書がないことを明らかにした」とは、「ない」と記載されたもののほか、関連する文書で「ある」と記載されていないものを含む等であり、実施機関が確認を求めた各文書の開示を請求する旨の回答はなかった。このため本件決定を行ったものである。

### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については前記第3、1のとおりである。

なお、実施機関は、本件決定1及び本件決定4に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の後段部分に記載された「千葉県選挙管理委員が上記選挙運動用ビラの届出があったと認めた根拠の〇〇町選挙管理委員会の公文書」については、平成19年10月26日付け千選管第355号の2及び第358号の2でそれぞれ行政文書開示決定を行い、本件決定6及び本件決定7に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の後段部分に記載された「〇〇〇町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」については、平成19年11月13日付け千選管第394号及び第396号でそれぞれ行政文書不開示決定を行っている。

- 2 本件請求に係る行政文書の不存在について
  - (1) 請求1及び請求4について
    - ア 請求1及び請求4に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名 又は内容」欄には、「選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないこ とを明らかにしたものと千葉県選挙管理委員が上記選挙運動用ビラの届出があ ったと認めた根拠の〇〇町選挙管理委員会の公文書」とあり、異議申立人は、〇 〇町長選挙に係るビラの届出の有無を確認できる行政文書の開示を求めている ものと認められる。
    - イ 平成○○年○月○○日執行の○○町長選挙については、選挙の効力及び当選の 効力について町委員会に異議の申出がされ、棄却された後、実施機関に対し審査 の申立てがされている。この際、町委員会が実施機関に提出した審査の申立てに 係る弁明書には、○○町長から選挙運動用ビラの提出を受けている旨の記載があ り、町委員会が○○町長から提出を受けた選挙運動用ビラの写し並びに「ビラ証

紙交付整理簿」及び「ビラ証紙交付票」の写しが併せて実施機関に提出されたことから実施機関は、町委員会にビラの届出があったものと認め、「ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにした」行政文書は存在しないとして本件決定1及び本件決定4を行ったと説明する。

- ウ 当審査会で、実施機関に確認したところ、請求1及び請求4の行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載の「千葉県選挙管理委員が上記選挙運動用ビラの届出があったと認めた根拠の〇〇町選挙管理委員会の公文書」について、実施機関は、本件決定と併せて、「平成19年6月12日付け〇選管第176号弁明書」、「平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙候補者用選挙運動用ビラ証紙交付整理簿の写し」、「平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙の〇〇〇〇候補の選挙運動用ビラの写し」を請求の趣旨を満たす行政文書として特定し、上記1のとおり行政文書開示決定を行っていることが認められた。
- エ 実施機関は、ビラの届出があったことを認め、上記ウのとおり行政文書開示決定を行っており、請求1及び請求4の前段部分に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。したがって、実施機関の決定は妥当であるものと判断する。

### (2) 請求2及び請求5について

- ア 請求 2 及び請求 5 に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名 又は内容」欄には、「選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないこ とを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類」とあり、異議申立人 は、○○町長選挙に係るビラの届出をしたことがわかる公文書が存在しないこと を前提として、実施機関の職員がその旨承知したことを確認できる行政文書の開 示を求めているものと認められる。
- イ 実施機関は、○○町長選挙において、ビラの届出がされたことがわかる公文書 を町委員会が保有していないことが明らかにされた行政文書は保有しておらず、 実施機関の職員が承知した事実もないため、本件決定2及び本件決定5を行った と説明する。
- ウ 当審査会は、ビラの届出がされたことがわかる公文書がないことを明らかにした行政文書について、上記(1)のとおり、実施機関の判断を妥当である旨判断しており、当該行政文書について実施機関の職員が承知した事実もないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。したがって、実施機関の決定は妥当であるものと判断する。

### (3) 請求3について

- ア 請求3に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」 欄には、○○町長選挙で当選した町長の選挙運動用ビラが事前審査されていたことがわかる一切の書類とあり、○○町長選挙に係るビラの事前審査についての行政文書の開示を求めているものと認められる。
- イ ○○町長選挙については上記(1)イのとおり、実施機関に対し審査の申立てがされており、実施機関は、裁決に必要な範囲で町委員会から行政文書の提出を受けているが、町委員会から提出を受けた書類は異議申立人の請求に直接対応する

ものではなく、町長選挙に係る事務は町委員会が行うものであるので公職選挙法に報告義務の定めがある場合を除き、実施機関が、○○町長選挙に係る行政文書を保有することはないと説明する。

また、○○町長選挙において、ビラが事前審査されていたことについて記載された行政文書は保有していないことから、本件決定3を行ったと説明する。

ウ 公職選挙法第5条は、特別の定めがある場合を除き市町村長の選挙に関する事 務は市町村の選挙管理委員会が行う旨規定している。

公職選挙法には、ビラの事前審査に係る行政文書を町委員会が実施機関に対し 報告する等の規定はなく、○○町長選挙に係る行政文書を保有していないとする 実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

また、当審査会は、実施機関に対して、町委員会から提出された行政文書の中に請求3に係る行政文書が存在するかどうか改めて確認したが、その存在を認めることはできなかった。したがって、請求3に係る行政文書は存在しないものと判断する。

### (4) 請求6及び請求7について

- ア 請求 6 及び請求 7 に係る行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名 又は内容」欄には、「ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らか にしたことを承知したことがわかる一切の書類」とあり、異議申立人は、〇〇町 長選挙に係るビラの届出をしたことがわかる公文書が存在しないことを前提と して、実施機関がその旨承知したことを確認できる行政文書の開示を求めている ものと認められる。
- イ 実施機関は、○○町長選挙において、ビラの届出がされたことがわかる公文書を町委員会が保有していないことが明らかにされた行政文書は保有しておらず、 実施機関の委員長がそれを承知した事実もないため、本件決定6及び本件決定7 を行ったと説明する。
- ウ ビラの届出がされたことがわかる公文書がないことを明らかにした行政文書 について、当審査会は上記(1)のとおり判断しており、当該行政文書について実 施機関の委員長が承知した事実もないとする実施機関の説明に特段不合理な点 は認められない。したがって、請求6及び請求7に係る行政文書は存在しないも のと判断する。
- 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書及び意見書で種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

# 審査会の処理経過

年	月	日	処 理 内 容
19.	1 1.	2 6	諮問書の受理
20.	1.	1 1	実施機関の理由説明書の受理
20.	3.	1 4	
20.	5.	2 3	審議

# (参考)

## 千葉県情報公開審査会第2部会

氏		名	1	職業等	備  考
木	村	琢	麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐	野	善	房	弁護士	
福	武	公	子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成20年5月23日現在)